

New biomass sustainability requirements for the Renewable Heat Incentive

再生可能熱インセンティブのための新しいバイオマスの持続可能性の要件

再生可能熱の市場が拡大するにつれて、バイオマスの持続可能性を確実にする必要が高まっている。「再生可能熱インセンティブ (RHI)」のための新しい持続可能性基準は、金銭的な補助を提供しつつ、バイオマスが政府の炭素計画・環境目標に合致していることを確実にするようにしている。この新しい基準は、国内外の RHI 参加者、すなわちバイオマス燃料の生産者・販売者に影響を与えることになる。

<新しい基準>

1. RHI の参加者が使用するバイオマス燃料は、ライフサイクル GHG 排出が 1MJ あたり 34.8 グラムであるか、EU 化石燃料平均値に対する 60% の GHG 削減を満たすものである必要がある。

2. 土地基準：バイオマスの種類ごとに異なった土地基準を満たす必要がある。

- ・木質燃料の場合：熱および電気のための英国木材規格で基準が示されている。

<https://www.gov.uk/government/publications/timber-standard-for-heat-electricity>

- ・他の種類のバイオマスの場合：土地の基準は、輸送バイオ燃料・液体バイオ燃料に係る再生可能エネルギー指令 (RED) に合致する。また、エネルギー農作物はエネルギー農作物スキームまたは同等の土地要件を満たすものとする。

<新基準の適用時期>

バイオマスの持続可能性基準は、2015 年 2 月 5 日に発効し、2015 年 10 月 5 日から強制適用となる。

<RHI 参加者への影響>

設備でバイオマス原料を使用しているすべての RHI の参加者は、2015 年 10 月 5 日から持続可能性の要件を遵守する必要がある。

<非国内スキーム>

持続可能性基準に適合するために以下 2 つの方法があり、この 2 つの方法を切り替えることができる。

1. バイオマス供給者リスト (BSL) から木質燃料を調達し、OFGEM に対し、使用したバイオマス燃料が BSL に登録されたものであり、持続可能であることが記録されていることを 4 半期ごとに申告する。BSL は 2014 年 9 月から消費者に対し公開されており、消費者は近隣の認可済み燃料をオンラインで探すことができる。

2. OFGEM に対し自らの燃料の持続可能性に関する自己報告する。この自己報告には、

四半期で使用した燃料が GHG と土地の持続可能性基準を満たしているかどうかにかかわらず OFGEM に対して四半期ごとに申告することや、当該報告年度に使用したバイオマスに関して第三者による持続可能性監査レポートを提出することが含まれる。

1MW 以下の容量の設備は、バイオマス持続可能性（1MW 以上の熱設備で処理するバイオメタンを除く）に関する欧州委員会レポートで概説されたデフォルトの GHG 排出量を使うことができる。あるいは、設備運営者は実際の値を使用することができる。

参加者は、ライフサイクル温室効果ガスの排出量を計算するために、英国の固体・気体バイオマス・バイオガスカーボン計算機を使用することが推奨されている。

基準を満たしていない出荷品については、RHI の支払を差し引く。

<国内制度>

2015 年 10 月 5 日から使用するすべての燃料は、BSL に登録されているサプライヤーから調達しなければならない。

参加者は、使用するバイオマス燃料がこの要件を満たしていることを OFGEM に年次で申告しなければならない。

すべての参加者は、新基準が発効する前に BSL サプライヤーからの調達を開始することが強く推奨される。

<自己サプライヤー（国内および非国内）>

自己の所有する木質燃料を自己供給することを希望する参加者は、「自己サプライヤー」として BSL に登録することができる。

参加者は、設備容量が 1MW 未満で、燃料を使用するボイラーから 50 マイル以内の地域から（所有、賃貸、その他同等の契約の法的権利を有している）燃料を調達する場合、自己サプライヤーとなることができる。

また、自己サプライヤーは、設備で使用するために自己の所有地外から廃棄木質燃料を調達することができる。

自己サプライヤーは、上記 BSL に則った方法で自己サプライヤーとして登録することを OFGEM に申告する。

自己サプライヤーは、持続可能性基準に準拠していることを示す必要はないが、森林管理計画や伐採ライセンスなどの証拠を示すことで、自己供給能力を実証する必要がある。

参加者は廃棄物委託に対して報告を要求される（または木質燃料の場合は BSL 承認サブ

ライヤーを使用することができる)が、廃棄物原料(肥料やスラリーを含む)は基準に合致しているものとみなす。

<原料を購入し、自ら使用する(または他者へ販売する可能性もある)ために燃料化した場合はどうなるか? >

RHIの持続可能性基準への遵守を証明するためにBSLを使用する場合は、BSLに生産販売者(他所から原料を仕入れている場合には自己サプライヤーとはならない)として登録する必要がある。詳しくはBSLのQ&Aを参照のこと。

<木質燃料の生産者・販売者に対する影響>

成長するRHI市場に参入したい木質燃料の生産者や販売者は、2015年10月5日に基準が強制適用化される前にBSLに登録することが推奨される。申込手続は必要に応じてオンライン、電話、郵送で行う。中小・零細企業は、中小企業のニーズに適したBSL申込手続用に新しく開発されたシンプルな計算機を使用することができる。大企業は、燃料に関連したGHG排出量を計算するために、英国の固体・気体バイオマス・バイオガスカーボン計算機を使用することができる。

BSL販売者の連絡先の詳細については、燃料がEN Plusのような品質基準があるかいないかを一覧表示するオプションと共に(ただし品質基準があるということはBSLの認定への要件ではないことに注意されたい)、顧客がアクセス可能なようになっている。

BSLに登録する生産者や販売者は、BSL利用規約に同意する必要がある、BSL管理者によって書類審査・立入審査の対象となる。

<登録方法>

・BSLリストに登録申し込みをするには、<http://www.gov.uk/register-biomass-supplier>へアクセスするか、電話または電子メールでBSL管理者に連絡する。

電話：020 7090 7769

メールアドレス：bslhelpdesk@gemserv.com

詳しい情報は、BSL申込・監査ガイダンス文書に記載されている。

BSLの進行状況に関心がある生産者、販売者、RHIの参加者は、以下へメールすることができる。rhi@decc.gsi.gov.uk

以上

落合真理子訳